

毎週火、金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第八十四号

鳥取県庁事務專決及び代決規程の一部を改

正する規則

鳥取県庁事務專決及び代決規程（昭和二十六年十一月

鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表〔一〕副知事專決事項第一号を次のように改める。

一 部長の県内出張及び休暇、地方労働委員会事務局

長の出張及び休暇並びに課長の県外出張

別表〔二〕副知事專決事項に第二号として次の一号を加

える。

二 部長の超過勤務及び休日勤務

別表〔一〕副知事專決事項第二号を第三号とし、以下第
四号まで一号ずつ繰り下げ、第五号中「、物件の購入又
は処分及び契約」を削り、同号を第六号とし以下順次繰
り下げる。

別表〔二〕部長專決事項に第二号として次の一号を加え
る。

規則

細谷初夫外

鳥取県庁事務專決及び代決規程の一部を改正する規則を
ここに公布する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西尾愛治

別表(1) 部長専決事項第二号中「各種委員会委員以下」を「各種協議会等の役職員等」に改め同号を第三号とし、以下第四号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(2) 部長専決事項第五号中「命令、許可、認可、認定、承認、認証、同意」に改め同号を第六号とし、以下第七号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(3) 部長専決事項第八号中「物件の購入又は処分及び契約」を削り、同号を第九号とし、以下第十一号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(4) 部長専決事項第十二号中「監督、」を「監査、監督」に改め同号を第十三号とし、以下順次繰り下げる。

別表(5) 課長専決事項に第二号及び第三号として次の二号を加え、第二号を第四号とし、以下第十六号まで二号ずつ繰り下げる。

二 課内職員の超過勤務、休日勤務及び夜勤

三 祕文書及び一般文書の写作成

一号を加え、第一号を第二号とし、以下順次繰り下げる。

一 臨時の任用職員の任用及び退職（地方公務員法第二十二条）

別表(1) 会計課、部長専決事項第一号中「（県会計規則第二十三条）」を「（県会計規則第二十二号）」に改め、同專決事項中第三号を削り、第四号中「（県会計規則第二百二十七条）」を「（県会計規則第二百五十九条）」に改め同号を第三号とし、第五号中「（県会計規則第二百四十四条）」を「（県会計規則第十六号）」に改め同号を第五号とし、第六号とする。

別表(2) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十三号）」を「（県会計規則第五十三、五十四号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(3) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第二十三号）」を「（県会計規則第二十二号）」に、「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(4) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(5) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(6) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(7) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(8) 会計課、課長専決事項中「（県会計規則第五十九、六十号）」を「（県会計規則第五十九、六十号）」に改め同号を第六号とする。

別表(1) 課長専決事項第十七号を次のように改める。

十九 法令又は条例、規則等の規定による常例的な諸経費並びに軽易な諸経費の予算執行

別表(2) 課長専決事項に第二十号として次の一号を加える。

二十 課内予算の收支命令手続

別表(3) 係長専決事項第七号を次のように改める。

七 法令又は条例、規則等の規定による常例的な諸経費並びに軽易な諸経費の支出命令手続

別表(4) 総務課、部長専決事項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同総務課、課長専決事項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同総務課、係長専決事項中第一号を削る。

別表(5) 人事課、部長専決事項に第三号として次の二号を加え、第三号を第四号とし、以下順次繰り下げる。

三 職務に専念する義務の免除（地方公務員法第三十一条）

五条

別表(1) 人事課、課長専決事項に、第一号として次の

別表(2) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(3) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(4) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(5) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(6) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(7) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(8) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(9) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(10) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(11) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(12) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(13) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(14) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(15) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(16) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(17) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(18) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(19) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(20) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(21) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(22) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表(23) 人事課、課長専決事項に第三号を削る。

別表二 水産課の次に次のように蚕糸課を加える。

蚕糸課

一 畜業技術普及員の委嘱、異動及び手当の減額（規則第八条）

別表二 建築課を次のように改める。

建築課の宿日直事務の処理

一 聽聞会の開催（建築基準法第九条四項、八項、第四十六条一項、第五十四条一項、宅地建物取引業法第二十条、市町村の区域ごとの公営住宅三箇年計画の決定（法第六条五項）

二 違反建築物に対する措置（除却、移転を除く）（建築基準法第九条）

三 聽聞会の議長の指名（建築基準法施行細則第十七条）

四 二級建築士の免許の取消（法第九条）

五 二級建築士の懲戒（法第十一条）

六 県営住宅の家賃の減免（法第十二条三項）

七 県営住宅の家賃及び敷金の変更（法第十三条）

八 県営住宅の入居者の公募（法第十六条一項）

九 県営住宅明渡請求（法第二十二条一項）

十 建築代理業者の懲戒（条例第二十四条）

十一 住宅金融公庫委託事務につき（公庫との協定（法第二十三条）

十二 防火建築帶起業地及び建築計画の公告並びに縦覽（耐火建築促進法第十二条五項）

十三 登録の拒否（宅地建物取引業法第六条）

一 街区内における総合的設計による建築物の認定（建築基準法第八十六条）

二 消防長等の同意、要求及び同意書の処理（建築基準法第九十条一項、二項）

三 改良便そのの認定（建築基準法施行令第三十一条）

四 汚物処理そ、の認定（建築基準法施行令第三十二条）

五 小学校、中学校建築資材の耐力の認定（建築基準法施行令第四十八条）

六 住宅金融公庫委託建築物の設計書及び現場審査（法第二十三

七 県営住宅入居者の決定及び取消並びに使用期間の更新（法第十八条）

八 県営住宅入居者に負担させることを不適当とする修繕費の認定（県営住宅管理条例第九条）

九 県有建物の小修繕、小工事の起工執行

この規則は、公布の日から施行する。

告示

附則

二条の規定による廢に昭和二十八年十一月一日指定した。

鳥取県知事 西尾愛治

昭和二十八年十二月八日

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条

第十項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西尾愛治

東郷町別所土地改良区

河原政信 東伯郡東郷町大字別所

金涌時義

金涌隆吉

河原義治

前田健太郎

土井善太郎

河田卯市郎

橋本万吉

金涌忠義

西田眞太郎

稻光井手土地改良区

池田広義

金田広芳

岡田万藏

河本鶴吉

山根事

山内勝治

綾木喬薰

富田啓次郎

福見正悦

水野保次郎

森田英翁

森田重壽

溝口町小原土地改良区

森田英翁

日野郡溝口町大字莊

大字稲光

大字莊田

大字中高

所子村大字中高

大字野田

大字唐王

大字清原

高麗村大字妻木

大字上方

大字稲光

大字莊田

西伯郡大山村大字平

西伯郡大山村大字平

鳥取教育委員告示第四十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者について

労働関係調整法施行令第四条並びに中央労働委員会規則

第六十八条の規定に基き、鳥取県地方労働委員会あつ旋

員候補者について、その氏名、履歴等につき次のとおり

公示する。

昭和二十八年十一月八日

鳥取県地方労働委員会

あつ旋員候補者名簿

鳥取県教育委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

足立敏夫 大正一三、二、一九、

日の丸運送 労組合長、常任委員 第八期労

委員 丁目九

(会社)三、九〇一、一六五

教育委員会告示

阿部明義 大字古市
幅田武二郎 大字莊
森田政信 大字古市
森田弥太郎 //
森谷敏夫 //
江尾町江尾土地改良区
川上正三 日野郡江府町大字江尾

公 告

一日時 十二月八日 午前十時半
二場所 教育委員会議室
三議題 教職員人事について
その他

(昭和二十八年十一月二十六日決定)

河村 石太郎	大正三、一	会社員	岡本 酒	明治四、一	公務員
佐々木 章久	一、二〇、	中国電力鳥取支店員	難波 義昌	大正三、一	会社員
松下 賴彦	一一、六、	電産労組県委員	井崎 延明	明治三四、	会社員
小島 高助	一、七、一、	高小卒、第四、八期労委員	小田 誠次	明治四〇、	会社員
三浦 定雄	大正二五、	八期労委員	井崎 延明	二二、二四、	会社員
清水 英雄	明治二八、	八期労委員	三浦 定雄	明治三四、	会社員
清水 臨藏	二二、七、	八期労委員	小島 高助	一、二〇、	会社員
鈴木 敬直	大正八、一、	八期労委員	松浦 武儀	明治三、一、	会社員
松岡 德太郎	一、二、	八期労委員	松浦 武儀	一〇、二六	会社員
桑名 節藏	六、一、	八期労委員	松岡 德太郎	一、二、	会社員
安部 三代治	一、三五、	八期労委員	松岡 德太郎	一、二、	会社員
加藤 章	一一、二七、	八期労委員	桑名 節藏	六、一、	会社員
合名会社加藤豊吉商店	社長	八期労委員	安部 三代治	一、三五、	会社員
合名会社加藤豊吉商店	坂口合名会	八期労委員	加藤 章	一一、二七、	会社員
日本通運倉吉支店支店	日本通運倉吉支店支店	八期労委員	合名会社加藤豊吉商店	坂口合名会	社長
高小卒、鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	鳥取県立師範学校卒、第七期	鳥取県立師範学校卒、第七期	東京商科大専門部卒、第三、四、五、六、七期労委員	東京商科大専門部卒、第三、四、五、六、七期労委員	東京商科大専門部卒、第三、四、五、六、七期労委員
子支部長、第七期労委員	鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	前あつ旋員候補者	新闘社長、前あつ旋員候補者	新闘社長、前あつ旋員候補者

河村 石太郎	大正三、一	会社員	岡本 酒	明治四、一	公務員
佐々木 章久	一、二〇、	中国電力鳥取支店員	難波 義昌	大正三、一	会社員
松下 賴彦	一一、六、	電産労組県委員	井崎 延明	明治三四、	会社員
小島 高助	一、七、一、	高小卒、第四、八期労委員	小田 誠次	明治四〇、	会社員
三浦 定雄	大正二五、	八期労委員	井崎 延明	二二、二四、	会社員
清水 英雄	明治二八、	八期労委員	三浦 定雄	明治三四、	会社員
清水 臨藏	二二、七、	八期労委員	小島 高助	一、二〇、	会社員
鈴木 敬直	大正八、一、	八期労委員	松浦 武儀	明治三、一、	会社員
松浦 武儀	一、二、	八期労委員	松浦 武儀	一〇、二六	会社員
松岡 德太郎	一、二、	八期労委員	松岡 德太郎	一、二、	会社員
桑名 節藏	六、一、	八期労委員	桑名 節藏	六、一、	会社員
安部 三代治	一、三五、	八期労委員	安部 三代治	一、三五、	会社員
加藤 章	一一、二七、	八期労委員	加藤 章	一一、二七、	会社員
合名会社加藤豊吉商店	坂口合名会	八期労委員	合名会社加藤豊吉商店	坂口合名会	社長
日本通運倉吉支店支店	日本通運倉吉支店支店	八期労委員	日本通運倉吉支店支店	日本通運倉吉支店支店	日本通運倉吉支店支店
高小卒、鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	鳥取県立師範学校卒、第七期	鳥取県立師範学校卒、第七期	高小卒、鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	鳥取県立師範学校卒、第七期	高小卒、鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者
子支部長、第七期労委員	鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	前あつ旋員候補者	新闘社長、前あつ旋員候補者	新闘社長、前あつ旋員候補者

河村威夫	三、一七〇、	日本レーヨン米子工場
柳沢愛之助	一、三四、一〇、	第六期労働委員、京都帝國大有有限公司富山製パン所社長
花房多喜雄	一、三一、二八	第五期労働委員、鳥取県經營者協会理事、前あつ旋員候補者
若木礼	九、四〇、	立命館大學法科卒、鳥取弁護士会々長、人權擁護委員、第八期労働委員会々長
田中秀次	九、三一、二六	北海道帝大農學部卒、鳥取農專教授、第六、七、八期公益委員、前あつ旋員候補者
谷口惠五郎	八、二五、	鳥取大學教員、中央大學卒、前弁護士會長、元中央労委事務局、元中央病院事務長、元あつ旋員候補者
高田三郎	一、二九、	鳥取師範卒、元小學校長、元農業補助者
大島広正	四、二九、	明治大學専門部卒、鳥取県各農學校卒、元農業会事業部長、瀬東伯郡羽合町長
高田三郎	一、六	農業補助者
市会議員	四、二一	農業課長、漁業調整委員、第七期公益委員、前あつ旋員候補者
三好泰三	七、四二、	元村長、農業委員、第二、三、四、五、六、七期公益委員、前あつ旅員候補者
遠藤元三郎	八、二一、	第五、六期公益委員、前あつ旅員候補者
錦織雄吉	二、三九、	第六期公益委員、前あつ旅員候補者
青戸辰午	六、三〇、	第七期公益委員、前あつ旅員候補者
宮谷芳春	三、一八、	日野農林學校卒、元教育委員
権田喜一郎	四、九、	京大医科卒、松江病院眼科部長、第六期公益委員
浜島一郎	一、三五、	民生委員、市教育會長、社會福社會長、遣族會長、司法保護士、家裁調停委員
四郎	一、三五、	前あつ旅員候補者
調整係長	"	鳥取市吉成六八三ノ一
		○ノ一 行徳一八
		四六ノ一 丸山町二
		○ノ四 吉方三二

河村威夫	三、一七〇、	日本レーヨン米子工場
柳沢愛之助	一、三四、一〇、	第六期労働委員、京都帝國大有有限公司富山製パン所社長
花房多喜雄	一、三一、二八	第五期労働委員、鳥取県經營者協会理事、前あつ旋員候補者
若木礼	九、四〇、	立命館大學法科卒、鳥取弁護士会々長、人權擁護委員、第八期労働委員会々長
田中秀次	九、三一、二六	北海道帝大農學部卒、鳥取農專教授、第六、七、八期公益委員、前あつ旋員候補者
谷口惠五郎	八、二五、	鳥取大學教員、中央大學卒、前弁護士會長、元中央労委事務局、元中央病院事務長、元あつ旋員候補者
高田三郎	一、二九、	鳥取師範卒、元小學校長、元農業補助者
大島広正	四、二九、	明治大學専門部卒、鳥取県各農學校卒、元農業会事業部長、瀬東伯郡羽合町長
高田三郎	一、六	農業補助者
市会議員	四、二一	農業課長、漁業調整委員、第七期公益委員、前あつ旅員候補者
三好泰三	七、四二、	元村長、農業委員、第二、三、四、五、六、七期公益委員、前あつ旅員候補者
遠藤元三郎	八、二一、	第五、六期公益委員、前あつ旅員候補者
錦織雄吉	二、三九、	第六期公益委員、前あつ旅員候補者
青戸辰午	六、三〇、	第七期公益委員、前あつ旅員候補者
宮谷芳春	三、一八、	日野農林學校卒、元教育委員
権田喜一郎	四、九、	京大医科卒、松江病院眼科部長、第六期公益委員
浜島一郎	一、三五、	民生委員、市教育會長、社會福社會長、遣族會長、司法保護士、家裁調停委員
四郎	一、三五、	前あつ旅員候補者
調整係長	"	鳥取市吉成六八三ノ一
		○ノ一 行徳一八
		四六ノ一 丸山町二
		○ノ四 吉方三二

昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 細谷初夫
 東部支所長を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 深田光義
 中部支所長を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 高田光義
 鳥取県教育委員会事務局職員 熊谷弘成
 東部支所庶務係長を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 山本勉
 中部支所庶務係長を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 加島俊朗
 鳥取図書館勤務を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 佐々木孝
 学事課勤務を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 梅林哲二
 西部支所勤務を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 田中武志
 厚生係長を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会事務局職員 加藤幸雄
 西部支所日野連絡所勤務を命ずる
 昭和二十八年十二月一日
 鳥取県教育委員会

辞令及び敍任

昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 細谷初夫

東部支所長を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 吉井義雄

東部支所庶務係長を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 熊谷弘成

中部支所長を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 山本勉

中部支所勤務を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 加島俊朗

中部支所庶務係長を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 佐々木孝

中部支所勤務を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 梅林哲二

中部支所勤務を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 田中武志

中部支所勤務を命ずる
昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 加藤幸雄

英文 タイブライター
東和タイブライター山陰代理店
販計算器・玉屋測量器
賣修理

有限会社 雜賀タイブライター商會

米子タイブライタースト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 鳥 取 县 鳥 取 市 東 町 取 县
行 者 縣 市 町 县